

○春日市ふれあい文化センター設置条例

平成6年9月26日

条例第15号

改正 平成6年12月20日条例第25号

平成8年12月24日条例第21号

平成10年3月25日条例第7号

平成13年9月21日条例第22号

平成17年9月22日条例第14号

平成20年9月17日条例第38号

平成22年12月17日条例第31号

平成23年3月25日条例第11号

平成23年12月20日条例第35号

平成24年3月27日条例第6号

平成25年12月17日条例第40号

平成28年3月25日条例第15号

平成29年3月27日条例第6号

平成29年3月27日条例第7号

平成30年9月28日条例第26号

令和4年12月21日条例第19号

第1章 総則

(設置)

第1条 市民の文化活動及び生涯学習の振興を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2及び図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、春日市ふれあい文化センター(以下「文化センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 文化センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 春日市ふれあい文化センター

位置 春日市大谷6丁目24番地

(施設)

第3条 文化センターは、次に掲げる施設で構成する。

- (1) 文化・学習施設
- (2) 中央コミュニティ供用施設
- (3) 市民図書館

第2章 文化施設

(使用の許可)

第4条 文化・学習施設及び中央コミュニティ供用施設(附属設備を含む。以下「文化施設」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、文化施設の管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、文化施設の使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又は附属設備を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 春日市暴力団排除条例(平成22年条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団を利することとなると認められるとき。
- (4) その他文化施設の管理上支障があると認められるとき。

(目的外使用及び使用权の譲渡等の禁止)

第6条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用許可を受けた目的以外に文化施設を使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は停止し、若しくは条件を変更することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により使用許可を受けたとき。
- (4) 第5条各号のいずれかに該当するとき。

(使用料)

第8条 使用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

- 2 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるものについては、還付することができる。

(使用料の減免)

- 第9条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

- 第9条の2 文化施設の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。)に行わせるものとする。

(指定の手続)

- 第9条の3 市長は、前条に規定する文化施設の指定管理者(以下この章において「指定管理者」という。)を指定しようとするときは、公募によりその候補者を選定するものとする。ただし、緊急に指定管理者を指定しなければならないときその他市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の公募は、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲、指定を受けるために必要な資格その他必要な事項を明示して行うものとする。
- 3 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定により申請があったときは、次に掲げる基準に照らし、文化施設の管理を最も適切に行うことができると認められるものを指定管理者の候補者に選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。
 - (1) 市民の文化活動及び生涯学習の振興を適切に行うことができるものであること。
 - (2) 文化施設の効果的かつ効率的な管理を行うことができるものであること。
 - (3) 文化施設の管理を安定して行う能力を有するものであること。
- 5 市長は、指定管理者の指定の期間が満了する場合において、現に文化施設を管理する指定管理者(以下「現指定管理者」という。)の業務の実績等を評価し、現指定管理者が文化施設の管理を適切に行うことができると認められるときは、公募によることなく、現指定管理者を新たな指定管理者の候補者としてすることができる。

(指定等の告示)

第9条の4 市長は、前条第4項の規定により指定管理者を指定し、又は地方自治法第244条の2第11項の規定によりその指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示しなければならない。

(指定の期間)

第9条の5 指定管理者の指定の期間は、指定の日から起算して5年を超えない範囲内において、議会の議決により定める。

(指定管理者が行う業務等)

第9条の6 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 市民の文化活動及び生涯学習の振興を図るための事業に関すること。
 - (2) 文化施設の維持管理に関すること。
 - (3) 文化施設の使用の許可に関すること。
 - (4) 文化施設の利用料金(次条第1項に規定する利用料金をいう。)に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、文化施設の管理に関する業務で、市長が特に必要と認めるもの
- 2 指定管理者は、毎年度(4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。)の終了後(地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日後)60日以内に、前項の業務に関する事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(利用料金)

第9条の7 文化施設の管理を指定管理者が行う場合は、使用者は、文化施設の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

- 2 利用料金は、地方自治法第244条の2第9項の規定により、別表に定める使用料の額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。
- 3 既納の利用料金は、還付しない。ただし、規則で定める基準により、指定管理者が特別の理由があると認めるものについては、還付することができる。
- 4 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 5 指定管理者は、規則で定める基準により、利用料金を減免することができる。

(読替規定)

第9条の8 文化施設の管理を指定管理者が行う場合は、第4条、第5条、第7条及び第12条中「市長」とあるのは、「第9条の2に規定する文化施設の指定管理者」と読み替えて、これらの規定を適用する。

(管理の特例)

第9条の9 市長が地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の管理の業務の全部又は一部の停止を命じたときその他指定管理者による文化施設の管理ができないときは、必要に応じて市長が文化施設を管理するものとする。この場合において、この章の規定中指定管理者の権限とされているものは、市長の権限とする。

2 前項の場合において、市長は、利用料金に代えて、別表に定める使用料の額を使用料として、使用者から徴収するものとする。

第3章 市民図書館

(事業)

第10条 市民図書館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 図書、記録、市政資料、郷土資料、逐次刊行物その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集し、分類し、排列し、及びその目録を整備すること。
- (2) 図書館資料を市民の利用に供し、及びその利用のための相談に応ずること。
- (3) 移動図書館の運営に関すること。
- (4) 読書会、研究会、講習会、展示会等を開催し、及びその奨励を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、図書館活動の推進に関すること。

(指定管理者による管理)

第10条の2 市民図書館の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。)に行わせるものとする。

(指定の手続)

第10条の3 市長は、前条に規定する市民図書館の指定管理者(以下この章において「指定管理者」という。)を指定しようとするときは、公募によりその候補者を選定するものとする。ただし、緊急に指定管理者を指定しなければならないときその他市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の公募は、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲、指定を受けるために必要な資格その他必要な事項を明示して行うものとする。

- 3 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定により申請があったときは、次に掲げる基準に照らし、市民図書館の管理を最も適切に行うことができると認められるものを指定管理者の候補者に選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。
 - (1) 第10条各号に掲げる事業を適切に行うことができるものであること。
 - (2) 市民図書館の効果的かつ効率的な管理を行うことができるものであること。
 - (3) 市民図書館の管理を安定して行う能力を有するものであること。
- 5 市長は、指定管理者の指定の期間が満了する場合において、現に市民図書館を管理する指定管理者(以下「現指定管理者」という。)の業務の実績等を評価し、現指定管理者が市民図書館の管理を適切に行うことができると認められるときは、公募によることなく、現指定管理者を新たな指定管理者の候補者としてすることができる。

(指定等の告示)

第10条の4 市長は、前条第4項の規定により指定管理者を指定し、又は地方自治法第244条の2第11項の規定によりその指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示しなければならない。

(指定の期間)

第10条の5 指定管理者の指定の期間は、指定の日から起算して5年を超えない範囲内において、議会の議決により定める。

(指定管理者が行う業務等)

第10条の6 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第10条各号に掲げる事業に関すること。
 - (2) 市民図書館の維持管理に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市民図書館の管理に関する業務で、市長が特に必要と認めるもの
- 2 指定管理者は、毎年度(4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。)の終了後(地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日後)60日以内に、前項の業務に関する事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(読替規定)

第10条の7 市民図書館の管理を指定管理者が行う場合は、第12条中「市長」とあるのは、「第10条の2に規定する市民図書館の指定管理者」と読み替えて、同条の規定を適用する。

(管理の特例)

第10条の8 市長が地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の管理の業務の全部又は一部の停止を命じたときその他指定管理者による市民図書館の管理ができないときは、必要に応じて市長が市民図書館を管理するものとする。
この場合において、この章の規定中指定管理者の権限とされているものは、市長の権限とする。

(図書館協議会)

第11条 法第14条の規定により、春日市図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、10人以内とする。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。
 - (1) 学校教育の関係者
 - (2) 社会教育の関係者
 - (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
 - (4) 学識経験のある者
 - (5) その他市長が必要と認める者
- 5 前各項に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(利用の制限)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、文化センターへの入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがあると認められる者
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑をかけるおそれのある物品又は動物類を携行する者
- (3) 職員の指示に従わない者

(4) その他管理運営上支障があると認められる者

(損害賠償)

第13条 使用者その他の利用者が、その責めに帰すべき事由により文化センターの施設又は附属設備を破損し、又は滅失させたときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。ただし、第14条の規定は、公布の日から施行する。

(施行日前における使用許可等)

2 この条例の施行日以後の文化施設の使用については、平成7年1月5日から、委員会規則に定めるところにより使用の許可をし、及び使用料を徴収することができる。

(春日市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

3 春日市公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年条例第21号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(春日市文化会館使用料条例の廃止)

4 春日市文化会館使用料条例(昭和57年条例第15号)は、廃止する。

(春日市図書館計画審議会条例の廃止)

5 春日市図書館計画審議会条例(平成2年条例第2号)は、廃止する。

附 則(平成6年12月20日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の春日市ふれあい文化センター設置条例第14条の規定は、平成6年11月1日から適用する。

附 則(平成8年12月24日条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行後の使用等に係る使用料等で、施行前に徴収するものについては、なお従前の例による。

附 則(平成10年3月25日条例第7号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成13年9月21日条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後における作陶室、焼成室A及び焼成室Bの使用については、教育委員会規則に定めるところにより、施行日前に使用の許可をし、及び使用料を徴収することができる。

附 則(平成17年9月22日条例第14号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月17日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年12月17日条例第31号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年2月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、平成23年1月5日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日以後の中研修室及び多目的室Cの使用については、教育委員会規則に定めるところにより、施行日前にこの条例による改正後の春日市ふれあい文化センター設置条例に規定する使用の許可をし、及び使用料を徴収することができる。

附 則(平成23年3月25日条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の春日市ふれあい文化センター設置条例の規定は、施行日以後に申請された文化・学習施設及び中央コミュニティ供用施設(以下「文化施設」という。)の使用の許可について適用し、同日前に申請された文化施設の使用の許可については、なお従前の例による。

附 則(平成23年12月20日条例第35号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後における実習室Bの使用については、教育委員会規則に定めるところにより、施行日前に使用の許可をし、及び使用料を徴収することができる。

附 則(平成24年3月27日条例第6号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月17日条例第40号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日以後の使用に係る使用料で、施行日前に徴収するものについては、なお従前の例による。

附 則(平成28年3月25日条例第15号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月27日条例第6号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の春日市ふれあい文化センター設置条例の規定により市長が行った施行日以後の文化施設の使用(この条例による改正後の春日市ふれあい文化センター設置条例(以下「改正後の条例」という。)第9条の5に規定する指定の期間におけるものに限る。)に係る使用の許可その他の行為については、施行日に、改正後の条例の規定により改正後の条例第9条の2に規定する文化施設の指定管理者が行ったものとみなす。

(準備行為)

- 3 改正後の条例第9条の2に規定する文化施設の指定管理者に係る指定の手続その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則(平成29年3月27日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の第10条の2に規定する市民図書館の指定管理者に係る指定の手續その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則(平成30年9月28日条例第26号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の春日市ふれあい文化センター設置条例(以下「改正後の条例」という。)別表の規定は、施行日以後の文化施設の使用に係る使用料及び利用料金について適用し、施行日前の文化施設の使用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。
- 3 施行日以後の文化施設の使用に係る使用料又は利用料金は、施行日前においても、改正後の条例の規定の例により徴収し、又は収受することができる。

附 則(令和4年12月21日条例第19号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際春日市教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に春日市教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、市長がした処分その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(春日市ふれあい文化センター設置条例の一部改正)

- 3 春日市ふれあい文化センター設置条例(平成6年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第10条の3第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第3項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会に」を「市長に」に改め、同条第4項及び第5項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第10条の4、第10条の6第1項第3号及び第2項、第10条の7並びに第10条の8中「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条第4項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第5項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第12条中「又は教育委員会」を削る。

第14条ただし書を削る。

別表

1 基本使用料

施設名		区分	午前	午後	夜間	全日
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
スプリング ホール	火曜日から金 曜日まで		11,000円	14,300円	17,600円	42,900円
	土曜日、日曜 日及び休日		13,200円	17,160円	21,120円	51,480円
スプリングホール(舞台の み)			2,530円	3,300円	4,180円	10,010円
楽屋1			440円	550円	770円	1,760円
楽屋2			660円	770円	990円	2,420円
楽屋3			660円	770円	990円	2,420円
楽屋4			660円	770円	990円	2,420円
リハーサル室1			2,530円	3,300円	4,180円	10,010円
リハーサル室2			2,200円	2,970円	3,960円	9,130円
音楽スタジオ			1,210円	1,650円	2,090円	4,950円
ギャラリー			3,300円	4,400円	5,500円	13,200円
ミニホール			3,300円	4,400円	5,500円	13,200円

研修室1		1,100円	1,430円	1,760円	4,290円
研修室2		880円	1,210円	1,540円	3,630円
研修室3		1,100円	1,430円	1,760円	4,290円
研修室4		880円	1,210円	1,540円	3,630円
中研修室		2,200円	2,970円	3,960円	9,130円
多目的室C		1,980円	2,640円	3,300円	7,920円
実習室B		1,256円	1,728円	2,200円	5,184円
サンホール	火曜日から金曜日まで	6,600円	8,800円	11,000円	26,400円
	土曜日、日曜日及び休日	7,920円	10,560円	13,200円	31,680円
サンホール(舞台のみ)		2,200円	2,970円	3,960円	9,130円
楽屋A		660円	880円	1,100円	2,640円
楽屋B		220円	330円	440円	990円
学習室1		660円	880円	1,100円	2,640円
集会室A		660円	880円	1,100円	2,640円
料理講習室		1,100円	1,540円	1,870円	4,510円
集会室B		1,100円	1,540円	1,870円	4,510円
多目的室A		1,100円	1,540円	1,870円	4,510円
多目的室B		1,100円	1,540円	1,870円	4,510円
学習室2		660円	880円	1,100円	2,640円
学習室3		770円	990円	1,210円	2,970円
実習室A		770円	990円	1,210円	2,970円
学習室4		660円	880円	1,100円	2,640円
大会議室		2,640円	3,520円	4,400円	10,560円
作陶室		550円	770円	990円	2,310円
焼成室A(ガス窯)		220円	330円	440円	990円
焼成室B(電気窯)		220円	330円	440円	990円

ただし、「火曜日から金曜日まで」には、規則で定めるところにより月曜日に使用する場合における当該月曜日を含み、「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。

2 超過時間使用料

- (1) 午前と午後の区分間又は午後と夜間の区分間を使用する場合の超過時間使用料は、直前の区分の基本使用料の30パーセントとする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の区分を継続して使用する場合の区分間の1時間は、無料とする。
- (2) 夜間と午前の区分間を使用する場合の超過時間使用料は、1時間当たり、夜間区分の基本使用料の30パーセントに施設の管理運営に係る人件費を加えた額とする。
- (3) 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は1時間とみなして計算する。

3 加算使用料

- (1) スプリングホール、サンホール又はギャラリーを使用し、入場料その他これに類する料金(入場料の額について段階があるときは、最高の額とする。以下「入場料」という。)を徴収する場合の加算使用料は、次のとおりとする。

ア 入場料の額が1,000円以上3,000円未満のとき 基本使用料と同額

イ 入場料の額が3,000円以上5,000円未満のとき 基本使用料の120パーセント

ウ 入場料の額が5,000円以上のとき 基本使用料の150パーセント

- (2) 使用者が物品販売を行うときの加算使用料は、次のとおりとする。ただし、ホワイエでの物品販売についてはスプリングホール使用者、ロビーでの物品販売についてはサンホール使用者に限る。

区分	加算使用料
ホワイエ(スプリングホール入口)	5,500円
ロビー(サンホール入口)	2,750円
他の施設	基本使用料の200パーセント

- (3) 前2号に掲げる場合のほか、使用者が営利宣伝の目的で施設を使用するときの加算使用料は、基本使用料と同額とする。

4 冷暖房料

冷暖房料は、次のとおりとする。ただし、冷房又は暖房の使用期間は、原則として次のとおりとし、使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は1時間とみなして計算する。

- (1) 冷房 7月1日から9月30日までの間
- (2) 暖房 12月1日から3月31日までの間

施設名	1時間当たり
スプリングホール	3,300円
サンホール	1,980円
楽屋1、楽屋2、楽屋3、楽屋4、楽屋A及び楽屋B	110円
リハーサル室1、リハーサル室2、多目的室A、多目的室B、多目的室C及び実習室B	220円
ギャラリー、ミニホール、中研修室及び大会議室	330円
その他の施設	165円

5 この表の1から4までの規定により算出した使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、その端数の金額は切り捨てる。

6 施設の附属設備使用料は、規則で定める。